（仮称）森の文化博物館民間活力導入可能性調査業務業者選定実施要領

１　業務概要

(1) 業務名

（仮称）森の文化博物館民間活力導入可能性調査業務

(2) 業務の目的

東近江市では、鈴鹿の森の多様な自然と森で育まれた木地師をはじめとする歴史文化を守り伝え、全国に情報を発信し、森と人の共生や自然の大切さを学ぶ場として、（仮称）森の文化博物館の整備を進めている。

同博物館では本来の博物館業務に加えて、地域資源のガイダンス、体験事業、宿泊事業等を想定しており、これらの運営については民間事業者のノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な運営を目指している。このため、民間事業者からの事業提案や事業手法を聞き取り、民間活力導入の可能性について調査し、適切な事業手法を検討する。

 (3) 業務の内容

業務の内容は、おおむね以下の仕様書のとおりとする。

　　　（仮称）森の文化博物館民間活力導入可能性調査業務仕様書（別紙１）

(4) 履行期間

契約締結日から令和７年２月28日まで

(5) 提案上限額（税込）

　　総額　15,000,000円

上限額を超えた提案は無効とする。

２　実施形式

　　公募型プロポーザル方式

３　参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 過去５年（令和元年４月１日から令和６年３月31日までの間）において、地方公共団体等の民間活力導入可能性調査業務の受注実績（完了したものに限る。）を有すること。

(2) 東近江市入札参加資格者名簿に登録されていること又は登録のない者にあっては、「４　名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。

(3) 東近江市入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(4) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること及び東近江市の指示に柔軟に対応できること。

(5) 次の事項に該当しない者

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

イ　東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準及び東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者

ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ　役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

オ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

カ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

キ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

ク　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

４　名簿に登録されていない者の参加

　　３の(2)に掲げる名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。

(1) 法人及び商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿

謄本）

(2) 財務諸表（法人又は個人）直近１期分

(3) 法人にあっては、直近事業年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都

道府県税（事業税及び都道府県民税）及び直近年度の市町村民税（法人市町村民

税、固定資産税及び軽自動車税）の未納がないことが確認できるもの

(4) 個人にあっては、直近年の国税（申告所得税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税）及び直近年度の市町村民税（個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の未納がないことが確認できるもの

(5) 暴力団等の排除に係る誓約書（様式８）

５　説明会

業務内容に関する説明会を以下のとおり実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 令和６年７月18日（木）午後１時30分から |
| 場所 | 東近江市役所301会議室（本館３階） |
| 参加の必要性 | 任意（審査配点に影響なし） |
| 事前申込み | ・事前申込制とする。・説明会参加申込書（様式１）に必要事項を記入の上、７月17日（水）午後５時までに本実施要領に記載している電子メールのアドレス宛てに提出すること。・メール送信の際の件名は、「20240718プロポーザル説明会参加申込」とすること。 |

６　質問の受付

(1) 本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、質問書（様式２）を提出すること。

　　ア　提出期限　令和６年７月26日（金）午後５時

　　イ　提出方法　質問書を本実施要領に記載している電子メールのアドレス宛てに提出すること。提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答は、質問内容を含めて東近江市ホームページで随時公表する。公表に当たっては、質問者名を伏せた上で、令和６年７月30日（火）までに回答する。

７　企画提案内容

　(1) 提出期限　令和６年８月７日（水）

(2) 提出期限までに次の書類を東近江市企画部政策推進課森の文化博物館整備室に持参又は郵送（必着）すること。

(3) 提出書類

　　ア　企画提案申込書（様式３）

　　イ　企画提案書（任意様式）

　　　(ｱ) 提案書の様式は自由とするが、（仮称）森の文化博物館民間活力導入可能性調査業務について提案書を作成すること。その際、（仮称）森の文化博物館民間活力導入可能性調査業務仕様書を踏まえ、以下の項目については必ず提案すること。

　　　　ａ　博物館の前提条件を整理し、活用方針を提案する視点について

ｂ　管理運営収支を算出する考え方

ｃ　最適な事業方式、官民リスク分担に関する考え方

ｄ　民間事業者への参画意向調査の方法

ｅ　ＶＦＭの算定方法

ｆ　民間活力導入手法で得られる利点及び課題の整理の方針

　　　(ｲ) 提案趣旨、アピールしたいポイント等を簡潔に記載すること。

　　　(ｳ) 原則として、Ａ４判で提出すること。提案書の枚数は特に定めないが、必要最小限とし、プロポーザル等で確認する上で負担とならない程度の枚数とすること。

　　ウ　業務受注実績調書（様式４）

エ　業務の実施体制（様式５）

　　オ　管理責任者・主任技術者の過去の業務実績（様式６）

　　カ　会社概要（様式７）

　　キ　見積書（任意様式）

　　　(ｱ) 見積書には、見積金額、消費税及び地方消費税の額並びに合計額を記載す

ること。

　　　(ｲ) 見積金額の明細（仕様書の業務内容の項目等）を記載すること。

(4) 提出部数

上記アからキの順に並べ、正本１部及び副本９部を提出すること。

８　契約候補者選定方法

(1) 審査委員会

（仮称）森の文化博物館民間活力導入可能性調査業務プロポーザル審査委員会設置要領に規定する東近江市職員により構成された審査委員を設置し、審査する。

(2) 審査方法及び審査結果

　　ア　一次審査

　　　　応募者数が５者を超えた場合は、一次審査（企画提案書の内容を書類審査）を実施し、上位５者を選考する。

(ｱ) 実施日時　令和６年８月８日（木）

　　 (ｲ) 結果通知　応募者全員に選考結果を電子メールで通知する。

なお、一次審査が行われなかった場合は、その旨を通知する。

　　イ　二次審査（プレゼンテーション）

　　　(ｱ) 実施日時　令和６年８月19日（月）

　　　(ｲ) 実施時間　１社につき60分程度（準備５分、提案30分、質疑25分）を予定

　　　(ｳ) 資料　　　プレゼンテーションは、提出した企画提案書により行うこととし、追加資料の提出は認めない。

　　　(ｴ) 出席者　　提案書の推進体制に記載されている主たる管理責任者又は主任技術者が説明を行うこととし、プレゼンテーションへの参加は３人以内とする。

ａ　審査は、審査委員会において企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

ｂ　別に定める審査表に基づき、各審査委員が採点を行い評価点数の総合計を比較し、第１位に３点、第２位に２点、第３位に１点、第４位以下に０点の順位点を付与する。ただし、同順位の応募者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となった応募者数で除して得られる点数を付与する。

ｃ　応募者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。ただ

し、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とする。

ｄ　最も順位の高い者を最優秀提案者（契約候補者）として選定する。

ｅ　応募者が１者の場合であっても審査委員会は行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

ｆ　プレゼンテーション及び審査経過については非公開とし、審査結果については文書で通知する。

ｇ　審査結果についての異議申立ては受け付けない。

９　提案者の失格

　　次のいずれかに該当する場合には、提案者を失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載がある場合

(2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

(3) その他選考者が社会通念に照らし失格に当たる事由を認める場合

10　日程

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 日　程　等 |
| プロポーザルの公告・実施要領の公表 | 令和６年７月９日（火） |
| 説明会参加申込受付 | 令和６年７月17日（水）午後５時まで |
| 説明会 | 令和６年７月18日（木） |
| 質問書の提出 | 令和６年７月26日（金）午後５時まで |
| 質問書回答 | 令和６年７月30日（火）まで |
| 企画提案書等提出 | 令和６年８月７日（水）まで |
| 一次審査 | 令和６年８月８日（木） |
| 二次審査（プレゼンテーション） | 令和６年８月19日（月） |
| 審査結果通知 | 令和６年９月上旬 |
| 契約締結 | 令和６年９月上旬 |

11　情報公開及び提供

(1) 参加者数及び選定した契約候補者については、東近江市ホームページにおいて公開する。

(2) 本プロポーザルに関する情報及び受注者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

12　契約

(1) 本プロポーザルは、業務案を選定するものではなく、契約候補者を選定するものであることから、業務委託に当たっては、提案内容に拘束されるものではない。

(2) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約額を確定する。

(3) 契約保証金等、契約に当たっては東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）に基づくこととする。

13　その他

(1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 企画提案書は１者１案とする。

(3) 提出された書類等は、返却しない。

(4) 提出期限以降における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。

(5) 業務の実施体制に記載した配置する技術者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

なお、極めて特別な場合で各技術者を変更する場合は、変更前の技術者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、発注者の承認を要する。

(6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本選定を中止することがある。

(7) 本実施要領に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(8) 連絡先及び提出先

　　〒527－8527　東近江市八日市緑町10番５号

　　　東近江市企画部政策推進課森の文化博物館整備室　担当　明日、西川

　　　電話　　　　0748－24－5567

　　　ＩＰ電話　　050－5802－9951

　　　ファックス　0748－24－1457

　　　電子メール　morihaku@city.higashiomi.lg.jp

（様式１）

|  |
| --- |
| **説明会参加申込書** |
| 事 業 者 名 |  |
| 所 属 部 署 |  |
| 担 当 者 名 |  | 参加人数 | 担当者含め　　　　人 |
| 電子メールアドレス |  |
| 電 話 番 号 |  |

※説明会当日に確認したい事項について、あらかじめ記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | 内　　　　　容 |
|  |  |

【申込期限】令年６年７月17日（水）午後５時

【提出先】

東近江市企画部政策推進課

森の文化博物館整備室

担当：明日、西川

E-mail：morihaku@city.higashiomi.lg.jp

電　話：0748-24-5567（直通）

Ｉ　Ｐ：050-5802-9951

（様式２）

質　　問　　書

東近江市企画部政策推進課森の文化博物館整備室　宛

（商号又は名称　　　　　　　　　　　　　）

（仮称）森の文化博物館民間活力導入可能性調査業務に関する質問書を提出します。

|  |
| --- |
| 質　　問　　内　　容 |
|  |
| 所属部門 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |

（様式３）

企画提案申込書

東近江市長　小　椋　正　清　様

（仮称）森の文化博物館民間活力導入可能性調査業務プロポーザル実施要領に基づき別添のとおり企画提案書を提出します。

令和　　年　　月　　日

（提出者）　住所

　　　　　事業者名

　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　㊞

（担当者）　所属

氏名

連絡先　電話

メール

（様式４）

業務受注実績調書

（商号又は名称　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務名 | 発注機関 | 業務概要・金額 | 履行期間 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注１）過去５年間における地方公共団体等の民間活力導入可能性調査業務の受注実績及び東近江市における他の計画に係る受注実績（完了したものに限る。）を記入すること。

（注２）近畿（滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県及び和歌山県）での業務実績を優先して記入すること。

（注３）上記項目を満たすものであれば任意様式で可とする。

（様式５）

業務の実施体制

事業者名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役割 | 氏名・年齢・所属 | 実務経験年数・資格 | 担当する業務 | 手持業務件数 | 過去の実績 |
| 管理責任者 | 氏名歳所属 | 実務経験年数年資格 |  |  |  |
| 主任技術者 | 氏名歳所属 | 実務経験年数年資格 |  |  |  |
| 担当技術者 | 氏名歳所属 | 実務経験年数年資格 |  |  |  |
| 担当技術者 | 氏名歳所属 | 実務経験年数年資格 |  |  |  |
| 担当技術者 | 氏名歳所属 | 実務経験年数年資格 |  |  |  |

（注１）配置を予定しているもの全員について記入すること。

（注２）本業務を主体的に行う担当者を主任技術者欄に記載すること。

（注３）学識経験者や公職（各種外部委員）就任者などについては資格欄に併せて記

入すること。

（注４）過去の実績については、これまでに培った同等業務の完成業務数を記入す

ること。

（注５）記入欄が不足する場合は、複写して作成すること。

（注６）上記項目を満たすものであれば任意様式で可とする。

（様式６）

管理責任者・主任技術者の過去の業務実績

（いずれかに〇印をしてください。）

事業者名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 発注者名 | 履行機関 | 履　行　内　容（担当した役割・職務内容を詳細に記載） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※様式５の実務実績を裏付けるものとして、（仮称）森の文化博物館民間活力導入可能性調査業務の受注実績について、過去５年間の履行実績（管理責任者又は主任技術者として従事したものに限る。）を最大10件まで記入すること。

（様式７）

会社概要書

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地 |  |
| ホームページアドレス |  |
| 設立年月日 |  |
| 資本金又は基本財産 | 令和　　年　　月　　日現在千円 |
| 従業員数 | 令和　　年　　月　　日現在　　　　　　　　　　　　　名 |
| 経営理念 |  |
| 運営方針 |  |
| 業務内容 |  |

（注１）会社等の概要パンフレット等も添付すること。（任意）

（注２）上記項目を満たすものであれば任意様式で可とする。

（様式８）　　　　　　　　　　　　誓　約　書

　　年　　月　　日

東近江市長　様

本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、今回の（仮称）森の文化博物館民間活力導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザルに参加するに当たり、下記の事項について誓約します。

　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　また、下記の事項を確認するため、貴市から役員等名簿の提出を求められた場合には、速やかに提出するとともに、当該名簿により提出する当方の個人情報を東近江警察署に提供することについて同意します。

記

　次の各号に掲げる者でないこと。

１　役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

２　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

３　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

４　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認

められる者

５　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると

認められる者